

議 事 日 程

令和8年5月19日(火)
午後2時開議

諸般報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 議席の一部変更について
- 日程第4 常任委員会委員および議会運営委員会委員の選任について
- 日程第5 第42号議案 福井県監査委員選任の同意について
- 日程第6 第43号議案 福井県監査委員選任の同意について

(提 案 理 由 説 明)

- 日程第7 第46号議案 福井県副知事選任の同意について

(提 案 理 由 説 明)

- 日程第8 第44号議案 専決処分につき承認を求めることについて(福井県県税条例の一部改正について)
- 日程第9 第45号議案 専決処分につき承認を求めることについて(特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について)
- 日程第10 報告第1号から報告第20号まで(20件)

(提 案 理 由 説 明)

常任委員会および議会運営委員会委員名簿

委員会名		委員
常 任 委 員 会	総務教育	田中宏典、細川、小堀、清水、田中三津彦、笹原、山本、三田村、南川、福野
	厚生	大森、宮本、西本恵一、野田、兼井、松崎、大和、時田、三宅
	産業	山岸猛夫、松田、力野、北川、山浦、渡辺竜彦、酒井、中村、山岸みつる
	土木警察	田村、畑、西本正俊、渡辺大輔、森、中西、後藤、堀居
議会運営		田村、西本正俊、宮本、力野、清水、北川、渡辺大輔、笹原、松崎

※ 名簿順位は期別年齢順

発議第 37 号

(件名)

北陸新幹線小浜京都ルートへの推進を求める意見書(案)

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 8 年 5 月 19 日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

提出者 福井県議会議員 田村 康夫

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

山岸みつる

細川かをり

西本 恵一

北陸新幹線小浜京都ルート of 推進を求める意見書（案）

北陸新幹線は、我が国の国土強靱化および地方創生を推進する高速交通ネットワークとして、その整備が着実に進められてきたところであり、本県においては、令和6年3月の金沢・敦賀間開業により、北陸と首都圏・関西圏を結ぶ交流・経済活動の活性化に大きな効果をもたらしている。

敦賀・新大阪間については、平成29年3月の与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて小浜京都ルートに決定されて以降、環境影響評価や事業推進調査など、約10年にわたり検討と手続きを積み重ねてきたところであり、これまでの経緯や取組の蓄積において、他の構想段階のルート案と同列に論じられるものではない。

仮に小浜京都ルート以外のルートを採用する場合には、新たな環境影響評価等を実施する必要が生じ、全線整備の実現までに更なる時間を要することが懸念される。こうした事態は、北陸新幹線全線整備の大幅な遅延につながり、地域の将来像の具体化や民間投資、さらには我が国全体の高速交通ネットワークの形成にも深刻な影響を及ぼしかねない。

北陸新幹線の全線整備は、東京一極集中の是正、日本海国土軸の形成、災害時における代替輸送ルートの確保等の観点からも極めて重要であり、とりわけ小浜京都ルートは、北陸と関西圏をつなぐ合理的なルートとして、地域の活力向上と持続的発展に大きく寄与するものである。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 小浜京都ルートの優位性を速やかに再確認し、与党が合意したとおり国会会期中にルート議論を終結し、早期に詳細な駅位置、ルートを決定すること。
- 2 科学的知見に基づく丁寧な説明を、ルート議論等により途切れさせることなく積み重ね、地元の理解を得て、施工上の課題を早期に解決すること。
- 3 着工5条件を早期に解決すること。
特に、整備財源に関する議論を深め、必要な財源を早急に確保すること。
- 4 沿線自治体に過度の負担が生じないように、より一層のコスト縮減、十分な財政措置をはかること。
- 5 関西をはじめとする沿線地域の住民に対し、国が前面に立って、北陸新幹線の必要性や意義を説明すること。
- 6 環境アセスメントを丁寧かつ迅速に進めること。
- 7 JR小浜線は、並行在来線に該当しないことを確認すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

福井県議会

発議第 38 号

(件名)

中東情勢に伴う燃料油等の安定確保と地域経済支援に関する意見書(案)

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 8 年 5 月 19 日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

提出者 福井県議会議員 田村 康夫

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

山岸みつる

細川かをり

西本 恵一

中東情勢に伴う燃料油等の安定確保と地域経済支援に関する意見書（案）

中東情勢の緊迫化により、原油輸入の9割以上を同地域に依存する我が国では、燃料油や石油由来原材料の価格高騰、安定供給への不安が生じている。

国においては、燃料油価格抑制のための緊急的な激変緩和措置を実施するとともに、年を越えて石油供給確保にめどが立っているとして、民間備蓄や国家備蓄原油を放出するなど対策が講じられている。

しかし、中小企業の割合が高い本県の事業者からは、エネルギーや原材料価格の高騰、中東方面への輸出の停滞などの懸念の声が聞かれるとともに、運輸業や製造業などの事業者から、必要な燃料油等が確保できないとの深刻な声が寄せられている。中小企業では、燃料油等の供給網が脆弱であるとともに、原材料費やエネルギー価格の上昇分を価格転嫁することが困難な事業者も多いことから、事業継続や雇用維持への支援が急務である。

燃料油等の供給不足や価格高騰は、県内産業の製造業をはじめ、建設、運輸、医療、福祉、農業など、幅広い産業で事業継続に重大な影響を及ぼしており、長期化すれば事業経営や雇用の維持に支障を来すおそれがある。

よって、国においては、次の事項について速やかに対策を講じるよう強く要望する。

- 1 緊迫した現下の情勢を踏まえ、関係各国および国際社会と緊密に連携を図り、平和と安定に向けた外交努力を一層進めること。
- 2 代替調達先の確保や国家備蓄の機動的な放出等により、事業活動に必要な燃料油及び石油由来原材料の安定供給を確保すること。
- 3 燃料油の国内サプライチェーンの実態を的確に把握し、必要としている事業者に確実に行き渡るよう適切な措置を講じること。
- 4 エネルギー、原材料価格の高騰に対し、事業者の負担軽減や資金繰り支援、円滑な価格転嫁を促進するための支援策を講じること。
- 5 原材料の入手困難や輸出停滞等により事業継続が困難となる事業者に対し、雇用維持等に必要な支援を行うこと。
- 6 中東情勢が日本経済に与える影響について、国民及び事業者に対し、迅速かつ丁寧な情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日